

【 風水害・雪害対策編 】

ページ	修正前	修正後
総 - 2	<p>総則 (略)</p> <p>第2節 防災の基本理念 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害リスクの高い地域からより安全な地域へ都市機能や住居等の移転を検討するなど、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関※及び指定地方公共機関※等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。あわせて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動を始めとする、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。 <u>また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所での避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u> 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。</p>	<p>総則 (略)</p> <p>第2節 防災の基本理念 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害リスクの高い地域からより安全な地域へ都市機能や住居等の移転を検討するなど、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関※及び指定地方公共機関※等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。あわせて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動を始めとする、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。 <u>(削除)</u> 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。</p>
予 - 7	<p>第5節 雪害の予防</p> <p>5 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備 (1) (略) (2) (略) <u>(追加)</u></p> <p>6 住民に対する大雪時の留意事項の周知 (1)～(3) (略) (4) 自家用車の使用は極力避ける。 やむを得ず車で外出する場合は、<u>(追加)</u> タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。 (5)～(12) (略)</p>	<p>第5節 雪害の予防</p> <p>2 除排雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備 (1) (略) (2) (略) <u>(3) 市及び県は道路や屋根等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。</u></p> <p>6 住民に対する大雪時の留意事項の周知 (1)～(3) (略) (4) 自家用車の使用は極力避ける。 やむを得ず車で外出する場合は、<u>スタッドレスタイヤ</u>、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、<u>砂</u>、食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。 (5)～(12) (略)</p>
予 - 10	<p>7 盛土による災害防止 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>(追加)</u> 各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。 また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>7 盛土による災害防止 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。 また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>
予 - 11	<p>2 防災体制の整備 施設管理者は、防災<u>計画</u>を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。 以下 (略)</p>	<p>2 防災体制の整備 施設管理者は、防災<u>業務</u>計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。 以下 (略)</p>
予 - 12	<p>第2章迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 災害時の備えとして、市、県及びその他の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、迅速かつ円滑に災害応援対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 災害時の備えとして、市、県及びその他の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、迅速かつ円滑に災害応援対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。 <u>また、市及び県は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対</u></p>

	以下（略）	するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 以下（略）
予-15	第1部 災害予防（略） 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え（略） 第1節 避難誘導體制の整備（略） 7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応 市は、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	第1部 災害予防（略） 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え（略） 第1節 避難誘導體制の整備（略） (削除)
予-22	第5節 通信手段の確保 3 代替通信手段の確保 市、県（危機管理課）及びその他の防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。なお、市においては、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。 (1) (略) (2) 国及び他都道府県との無線系通信手段 ア 中央防災無線（～中央省庁（追加）） イ（略） ウ（略） (3) (略) 4 (略) 5 通信訓練の参加 市、県（危機管理課）及びその他の防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟（追加）等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努めるものとする。	第5節 通信手段の確保 3 代替通信手段の確保 市、県（危機管理課）及びその他の防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。なお、市においては、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。 (1) (略) (2) 国及び他都道府県との無線系通信手段 ア 中央防災無線（～中央省庁、 他都道府県 ） イ（略） ウ（略） (3) (略) 4 (略) 5 通信訓練の参加 市、県（危機管理課）及びその他の防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、 平常時からの連携体制の構築 等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努めるものとする。
予-23	第6節 職員の応急活動体制の整備 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。 なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)	第6節 職員の応急活動体制の整備 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。 なお、新型コロナウイルス感染症 症流行時の経験も 踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)
予-24	第7節 防災関係機関の連携体制の整備 1 市における受援・応援体制の整備（略） (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やオンライン会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	第7節 防災関係機関の連携体制の整備 1 市における受援・応援体制の整備（略） (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やオンライン会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、 (削除) 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
予-26	第8節 防災中枢機能等の確保 2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、 (追加) 、燃料貯蔵設備等の設備及び十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。 3 災害活動拠点等の整備 (1) (略)	第8節 防災中枢機能等の確保 2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、 コージェネレーションシステム 、燃料貯蔵設備等の設備及び十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。 3 災害活動拠点等の整備 (1) (略)

	<p>(2) 市及び県は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 市及び県は、道路及び都市公園等に県域を越えた応援を受けるための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
予-33	<p>第11節 避難の受入体制の整備 (略)</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>	<p>第11節 避難の受入体制の整備 (略)</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>(削除)</u>感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>
予-34	<p>避難の受入体制の整備</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源 <u>(追加)</u>、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。<u>(追加)</u></p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換 <u>(追加)</u>に努めるものとする。</p> <p>オ 市及び県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(5) 物資の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子ども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 福祉避難所</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>(追加)</u></p> <p>ウ~エ (略)</p>	<p>避難の受入体制の整備</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。<u>加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために停電対応型空調を検討する。</u></p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>オ 市及び県は、<u>(削除)</u>感染症のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(5) 物資の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資や<u>(削除)</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子ども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 福祉避難所</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>ウ~エ (略)</p>

予-38	<p>第13節広報・広聴体制の整備 4 (追加)</p>	<p>第13節広報・広聴体制の整備 4 障害者への情報伝達体制の整備 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
予-42	<p>第16節 防災訓練の実施 (略) 9 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設 ・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>第16節 防災訓練の実施 (略) 9 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施 市は、(削除) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設 ・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>
予-49	<p>第3章市民等の防災活動の促進 第3節市民の防災活動の環境整備 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政、ボランティア、___中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)の連携体制を確立するものとする。 なお、災害ボランティアについては、自主性にに基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (1)～(5) (略)</p>	<p>第3章市民等の防災活動の促進 第3節市民の防災活動の環境整備 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政、ボランティア、<u>災害</u>中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)の連携体制を確立するものとする。 なお、災害ボランティアについては、自主性にに基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (1)～(5) (略)</p>
予-52	<p>第4章要配慮者対策 第1節要配慮者対策 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新 市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という)を作成する。 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 また、市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、___等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係わる避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努めるものとする。(追加) (1)～(5) (略)</p>	<p>第4章要配慮者対策 第1節要配慮者対策 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新 市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という)を作成する。 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 また、市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係わる避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u> <u>被災者支援業務については、迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (1)～(5) (略)</p>
予-53	<p>2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (1) (略) (2) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、(追加) 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 (3)～(4) (略)</p>	<p>2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (1) (略) (2) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 (3)～(4) (略)</p>
応-19	<p>第2章発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 第1節災害情報の収集・連絡</p>	<p>第2章発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 第1節災害情報の収集・連絡</p>

	<p>1 災害情報の収集</p> <p>(1) 市における災害情報の収集</p> <p>市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。</p> <p>なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者及びその他の防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況を把握するとともに、関係機関にも連絡するものとする。</p> <p>特に、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市内で安否不明となった者について、警察等関係機関に協力を求めながら、正確な情報収集に努めるものとする。</p> <p>また、市内における備蓄の状況医療的な援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>1 災害情報の収集</p> <p>(1) 市における災害情報の収集</p> <p>市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。</p> <p>なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者及びその他の防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況を把握するとともに、関係機関にも連絡するものとする。</p> <p>特に、安否不明者（<u>削除</u>）の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市内で安否不明となった者について、警察等関係機関に協力を求めながら、正確な情報収集に努めるものとする。</p> <p>また、市内における備蓄の状況を確認するとともに、医療的な援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>																														
<p>応-23</p>	<p>第2節通信手段の確保</p> <p>3 災害時有線電話の利用</p> <p>防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T電話サービスであらかじめ登録された災害時有線電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。</p>	<p>第2節通信手段の確保</p> <p>3 災害時有線電話の利用</p> <p>防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために<u>東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)N T Tドコモ群馬支店等の電気通信事業者</u>であらかじめ登録された災害時有線電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。</p>																														
<p>応-25</p>	<p>第3章活動体制の確立</p> <p>第1節災害対策本部の設置</p> <p>1 設置の決定</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象警報又は特別警報の発表の有無に関わらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について市長による指揮が望ましい場合。</p>	<p>第3章活動体制の確立</p> <p>第1節災害対策本部の設置</p> <p>1 設置の決定</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象警報又は特別警報の発表の有無に関わらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>全庁的な対応を行うため、市長が必要と認めたとき。</u></p>																														
<p>応-38</p>	<p>第3節災害警戒本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 県内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡調整が必要な場合。</p> <p>(2) 気象警報又は特別警報の発表の有無に関わらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡調整が必要な場合。</p>	<p>第3節災害警戒本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 県内に気象警報（<u>削除</u>）が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡調整が必要な場合。</p> <p>(2) 気象警報（<u>削除</u>）の発表の有無に関わらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡調整が必要な場合。</p>																														
<p>応-40</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用基準</th> <th>動員規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期動員</td> <td>主として情報収集・連絡活動を実施する必要がある場合 その他本部長が必要と認めた場合</td> <td>各部主管課災害関係各課の職員で、情報活動が円滑に行える体制にあり、かつ、災害対策本部設置による第1号動員発令に支障がない体制とする。 (消防職員を除く全職員の10%程度)</td> </tr> <tr> <td>第1号配備</td> <td>大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合</td> <td>災害に対する警戒態勢をとるとともに小災害が発生した場合に対処し得る人員を配備する。 (消防職員を除く全職員の25%程度)</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</td> <td>災害発生とともに直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。 (消防職員を除く全職員の50%)</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>全市域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合</td> <td>動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。(全職員)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用基準	動員規模	初期動員	主として情報収集・連絡活動を実施する必要がある場合 その他本部長が必要と認めた場合	各部主管課災害関係各課の職員で、情報活動が円滑に行える体制にあり、かつ、災害対策本部設置による第1号動員発令に支障がない体制とする。 (消防職員を除く全職員の10%程度)	第1号配備	大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合	災害に対する警戒態勢をとるとともに小災害が発生した場合に対処し得る人員を配備する。 (消防職員を除く全職員の25%程度)	第2号配備	局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	災害発生とともに直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。 (消防職員を除く全職員の50%)	第3号配備	全市域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。(全職員)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用基準</th> <th>動員規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期動員</td> <td><u>主として情報収集・連絡活動を実施する必要がある、災害警戒本部が設置されたとき</u></td> <td>各部主管課災害関係各課の職員で、情報活動が円滑に行える体制にあり、かつ、災害対策本部設置による第1号動員発令に支障がない体制とする。 (消防職員を除く全職員の10%程度)</td> </tr> <tr> <td>第1号配備</td> <td><u>大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合にあつて、避難所の開設が必要となったとき</u></td> <td>災害に対する警戒態勢をとるとともに小災害が発生した場合に対処し得る人員を配備する。 (消防職員を除く全職員の25%程度)</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td><u>局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合などにあつて、災害対策本部が設置されたとき</u></td> <td>災害発生とともに直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。 (消防職員を除く全職員の50%)</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td><u>全市域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合にあつて、大雨特別警報が発表されたとき</u></td> <td>動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。(全職員)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用基準	動員規模	初期動員	<u>主として情報収集・連絡活動を実施する必要がある、災害警戒本部が設置されたとき</u>	各部主管課災害関係各課の職員で、情報活動が円滑に行える体制にあり、かつ、災害対策本部設置による第1号動員発令に支障がない体制とする。 (消防職員を除く全職員の10%程度)	第1号配備	<u>大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合にあつて、避難所の開設が必要となったとき</u>	災害に対する警戒態勢をとるとともに小災害が発生した場合に対処し得る人員を配備する。 (消防職員を除く全職員の25%程度)	第2号配備	<u>局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合などにあつて、災害対策本部が設置されたとき</u>	災害発生とともに直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。 (消防職員を除く全職員の50%)	第3号配備	<u>全市域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合にあつて、大雨特別警報が発表されたとき</u>	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。(全職員)
区分	適用基準	動員規模																														
初期動員	主として情報収集・連絡活動を実施する必要がある場合 その他本部長が必要と認めた場合	各部主管課災害関係各課の職員で、情報活動が円滑に行える体制にあり、かつ、災害対策本部設置による第1号動員発令に支障がない体制とする。 (消防職員を除く全職員の10%程度)																														
第1号配備	大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合	災害に対する警戒態勢をとるとともに小災害が発生した場合に対処し得る人員を配備する。 (消防職員を除く全職員の25%程度)																														
第2号配備	局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	災害発生とともに直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。 (消防職員を除く全職員の50%)																														
第3号配備	全市域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。(全職員)																														
区分	適用基準	動員規模																														
初期動員	<u>主として情報収集・連絡活動を実施する必要がある、災害警戒本部が設置されたとき</u>	各部主管課災害関係各課の職員で、情報活動が円滑に行える体制にあり、かつ、災害対策本部設置による第1号動員発令に支障がない体制とする。 (消防職員を除く全職員の10%程度)																														
第1号配備	<u>大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合にあつて、避難所の開設が必要となったとき</u>	災害に対する警戒態勢をとるとともに小災害が発生した場合に対処し得る人員を配備する。 (消防職員を除く全職員の25%程度)																														
第2号配備	<u>局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合などにあつて、災害対策本部が設置されたとき</u>	災害発生とともに直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。 (消防職員を除く全職員の50%)																														
第3号配備	<u>全市域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合にあつて、大雨特別警報が発表されたとき</u>	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。(全職員)																														

<p>応-42</p>	<p>第2部 災害応急対策 (略) 第3章 活動体制の確立 (略) 第5節 広域応援の要請等 (略) 5 広域的な応援体制 (略) (2) 市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	<p>第2部 災害応急対策 (略) 第3章 活動体制の確立 (略) 第5節 広域応援の要請等 (略) 5 広域的な応援体制 (略) (2) 市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理や<u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。</p>
<p>応-60</p>	<p>第5章 救助・救急及び医療活動 第1節 救助・救急活動 1～4 (略) 5 安否不明者の絞り込み 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。 県(危機管理課)は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 <u>なお、県(危機管理課)は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u> 6～8 (略) 9 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 10 (略)</p>	<p>第5章 救助・救急及び医療活動 第1節 救助・救急活動 1～4 (略) 5 安否不明者の絞り込み 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。 県(危機管理課)は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 6～8 (略) 9 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。 10 (略)</p>
<p>応-69</p>	<p>第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第3節 緊急輸送 1 輸送手段の確保 (1)～(3) (略) (4) 鉄道の確保 市及び県(交通政策課)は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。</p>	<p>第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第3節 緊急輸送 1 輸送手段の確保 (1)～(3) (略) (4) 鉄道の確保 市及び県 <u>(交通イノベーション推進課)</u> は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。</p>
<p>応-71</p>	<p>第7章 避難の受入活動 第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 (略) 1 指定緊急避難場所の開放 (1) (略) (2) 市は、指定緊急避難場所を解放したときは、解放の状況を <u>(追加)</u> 速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察及び消防本部等に連絡するものとする。</p>	<p>第7章 避難の受入活動 第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 (略) 1 指定緊急避難場所の開放 (1) (略) (2) 市は、指定緊急避難場所を解放したときは、解放の状況を <u>総合防災情報システム等により</u> 速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察及び消防本部等に連絡するものとする。</p>
<p>応-73</p>	<p>10 良好な生活環境の確保 (1) (略) (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>(追加)</u></p>	<p>10 良好な生活環境の確保 (1) (略) (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</u></p>

<p>応 - 78</p>	<p>第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ 広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。 このため、市及び県においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう（追加）受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。 1～9（略）</p>	<p>第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ 広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。 このため、市及び県においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう <u>あらかじめ</u> 受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。 1～9（略）</p>
<p>応 - 86</p>	<p>第9章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 （略） 第2節 防疫活動 市及び県（保健予防課）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（<u>追加</u>）以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。</p> <p>1 市の防疫活動 市は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、県（<u>感染症・がん疾病対策課</u>）の指示及び桐生保健福祉事務所の指導に基づいて防疫活動を実施する。</p> <p>2 防疫組織 <u>（1）感染症予防委員の選任</u> 市は、知事の設置指示に基づき選任する。 <u>（2）防疫班</u> 市は、防疫実施のため、市職員をもって編成する。 <u>（3）検病気調査班</u> 市は、桐生保健福祉事務所で編成した検病調査班に協力する。</p> <p>3 防疫の種別と方法 <u>（1）防疫班は、知事の指示があったときは、次の防疫活動をする。</u> ア 予防接種法第6条に規定する臨時予防接種の実施 イ 感染症法第27条に規定する消毒措置の実施 ウ 感染症法第28条に規定するねずみ族、昆虫等の駆除 エ 感染症法第31条に基づく生活の用に供される水の使用制限等（供給を含む） オ 指定避難所の衛生保持 カ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動 <u>（2）市は、検病調査班が行う被災者の検病調査と健康診断に協力する。</u> （3）防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。 （4）自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県（<u>保健予防課</u>）に協力を要請する。 （5）その他、県（<u>保健予防課</u>）の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p>4 報告 <u>災害時における防疫に関する報告は、県地域防災計画によるほか群馬県災害防疫対策実施要綱に基づき遅滞なく実施するものとする。</u></p>	<p>第9章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 （略） 第2節 防疫活動 市及び県（<u>感染症・疾病対策課</u>）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（<u>平成10年法律第114号</u>）以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。</p> <p>1 市の防疫活動 市は、平常時から住民に対し、感染症対策 <u>についての情報提供</u> を行うとともに、県（<u>感染症疾病対策課</u>）の <u>指示等を受けて次の</u> 防疫活動を実施する。</p> <p><u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>3 防疫の種別と方法（削除） <u>（1）防疫班は、知事の指示があったときは、次の防疫活動をする。（削除）</u> ア 消毒措置の実施（感染症法第27条） イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条） ウ 指定避難所等の衛生保持 エ 臨時予防接種の実施（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条） オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動 <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u> （2）防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。 （3）自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県（<u>感染症・疾病対策課</u>）に協力を要請する。 （4）その他、県（<u>感染症・疾病対策課</u>）の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p><u>（削除）</u></p>
<p>応 - 87</p>	<p><感染症法に基づく分類> （表）</p>	<p><u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p>

復 - 3	<p>第3部災害復旧・復興 第2節原状復旧 2 災害廃棄物の処理 (1)～(2) (略) (3) 環境への配慮</p> <p>市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉じんの発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。 なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省 平成29年9月)及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」(群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月)によるものとする。</p>	<p>第3部災害復旧・復興 第2節原状復旧 2 災害廃棄物の処理 (1)～(2) (略) (3) 環境への配慮</p> <p>市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉じんの発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。 なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省 <u>令和5年4月</u>)及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」(群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月)によるものとする。</p>
復 - 5	<p>第4節被災者等の生活再建の支援 2 被災者台帳の作成 (1) 市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期的にわたる被災者支援を行うため、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。(追加)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第4節被災者等の生活再建の支援 2 被災者台帳の作成 (1) 市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期的にわたる被災者支援を行うため、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>
鉄 - 6	<p>第3部鉄道災害対策 第2章 災害応急対策 第1節災害情報の収集・連絡 1 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡</p> <p>鉄道業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、市、県(交通政策課)、消防本部及び警察機関に連絡するものとする。 また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。</p>	<p>第3部鉄道災害対策 第2章 災害応急対策 第1節災害情報の収集・連絡 1 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡</p> <p>鉄道業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、市、県(<u>交通イノベーション推進課</u>)、消防本部及び警察機関に連絡するものとする。 また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。</p>

【 震災対策編 】

ページ	修正前	修正後
総 - 2	<p>総則 (略)</p> <p>第2節 防災の基本理念 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害リスクの高い地域からより安全な地域へ都市機能や住居等の移転を検討するなど、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関※及び指定地方公共機関※等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。あわせて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動を始めとする、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。 <u>また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所での避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u> 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。</p>	<p>総則 (略)</p> <p>第2節 防災の基本理念 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害リスクの高い地域からより安全な地域へ都市機能や住居等の移転を検討するなど、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関※及び指定地方公共機関※等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。あわせて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動を始めとする、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。 <u>(削除)</u> 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。</p>

<p>総 - 1 2</p>	<p>第4節本県の地震環境 5 本県及びその周辺に分布する活断層 文部科学省の地震調査研究推進本部において、全国に多数分布する活断層のうち、主要__断層帯として現在 114 の活断層__を選定し____、<u>地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測している。</u> このうち、本県においては、<u>深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）、片品川左岸断層、大久保断層及び太田断層の4つ</u>が選定されている。 <u>深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層（磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層）をあわせた全長約6.9kmの断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。片品川左岸断層は、長さ約1.3km程度あり、片品川流域に分布している。大久保断層は、長さ約9kmの活断層であり、前橋市、桐生市、みどり市、栃木県足利市に分布している。太田断層は、長さ約1.8kmの活断層であり、桐生市、太田市、邑楽町、大泉町、千代田町にかけて分布している。</u> また、群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約5.2kmの六日町断層帯、長野県北部に長さ約5.8kmの長野盆地西縁断層帯が分布する。 本県及びその周辺の活断層分布については、総-13ページ以降の図及び表のとおり。</p>	<p>第4節本県の地震環境 5 本県及びその周辺に分布する活断層 <u>政府</u>の地震調査研究推進本部において、全国に多数分布する活断層のうち、主要<u>活断層帯</u>として現在114の活断層<u>帯</u>を選定し<u>ており、（削除）</u> このうち、本県においては、<u>深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）、（削除）</u> 大久保断層<u>（削除）</u>の<u>2</u>つが選定されている。 <u>「活断層の地域評価」により地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率等を評価しており、本県においては、2つの主要活断層帯に加え、片品川左岸断層及び太田断層の評価が行われている。</u> また、群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約5.2kmの六日町断層帯、長野県北部に長さ約<u>7.4</u>kmの長野盆地西縁断層帯が分布する。 本県及びその周辺の活断層分布については、総-13ページ以降の図及び表のとおり。</p>
<p>予 - 2</p>	<p>第1部 災害予防 第1章 地震に強いまちづくり 第1節 市域の保全 2 土砂災害防止事業の推進 (1)～(5) (略) (6) 市及び県（地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部）は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>（追加）</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>第1部 災害予防 第1章 地震に強いまちづくり 第1節 市域の保全 2 土砂災害防止事業の推進 (1)～(5) (略) (6) 市及び県（地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部）は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令</u>に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>
<p>予 - 6</p>	<p>第4節 ライフライン施設等の機能の確保 2 防災体制の整備 施設管理者は、<u>防災</u> 計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。 以下（略）</p>	<p>第4節 ライフライン施設等の機能の確保 2 防災体制の整備 施設管理者は、<u>防災業務</u>計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。 以下（略）</p>
<p>予 - 8</p>	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 災害時の備えとして、市、県及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修会等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、市、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関は、<u>迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。</u> <u>（追加）</u> _____ _____ _____ 災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を実施することである。</p>	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 災害時の備えとして、市、県及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修会等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、市、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関は、<u>迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。</u> <u>また、市及び県は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> _____ _____ _____ 災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を実施することである。</p>

予-10	2 地震情報の種類とその内容			2 地震情報の種類とその内容		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3弱以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。	(削除)	(削除)	(削除)
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、震度の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表。	(削除)	(削除)	(削除)
	(追加)	(追加)	(追加)	震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を公表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を公表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を公表。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長周期地震動に関する観測情報	地震情報（各地の震度に関する情報）を発表した地震のうち、長期地震動階級1以上を観測した場合	(略)	(略)	震度1以上を観測した地震のうち、長期地震動階級1以上を観測した場合	(略)	
予-13	第3節 通信手段の確保 3 代替通信手段の確保 (略) (1) (略) (2) 国及び他都道府県との無線系通信手段 ア 中央防災無線（～中央省庁（追加）） イ (略) ウ (略) (3) (略)			第3節 通信手段の確保 3 代替通信手段の確保 (略) (1) (略) (2) 国及び他都道府県との無線系通信手段 ア 中央防災無線（～中央省庁、 <u>他都道府県</u> ） イ (略) ウ (略) (3) (略)		
	予-14	第1部 災害予防 (略) 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) 第4節 職員の応急活動体制の整備 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。			第1部 災害予防 (略) 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) 第4節 職員の応急活動体制の整備 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。	

	<p>なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>
予-15	<p>第5節 防災関係機関の連携体制の整備 (略) 1 市における受援・応援体制の整備 (略) (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やオンライン会の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>第5節 防災関係機関の連携体制の整備 (略) 1 市における受援・応援体制の整備 (略) (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やオンライン会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>また、応援職員等の宿場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p>
予-17	<p>第6節 防災中枢機能等の確保 2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。 3 災害活動拠点等の整備 (1) (略) (2) 市及び県は、道路及び都市公園等に県域を越える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。 (3) (略)</p>	<p>第6節 防災中枢機能等の確保 2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。 3 災害活動拠点等の整備 (1) (略) (2) 市及び県は、道路及び都市公園等に県域を越えた応援を受けるための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。 (3) (略)</p>
予-27 予-28	<p>第10節 避難の受入体制の整備 3 指定避難所 (1) 指定避難所の指定 ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> (1)～(3) (略) (4) 指定避難所における生活環境の確保 イ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>(追加) 衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</u> また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。<u>(追加)</u> ウ (略) エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>(追加)</u> <u>に努めるものとする。</u> オ 市及び県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合</u></p>	<p>第10節 避難の受入体制の整備 3 指定避難所 (1) 指定避難所の指定 ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>(削除)</u> 感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする (1)～(3) (略) (4) 指定避難所における生活環境の確保 イ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</u> また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。<u>加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために停電対応型空調を検討する。</u> ウ (略) エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。 オ 市及び県は、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合</p>

	<p>が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(5) 物資の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子ども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</p> <p>(6)～(7)(略)</p> <p>(8) 福祉避難所 ア～イ(略) ウ市は、福祉避難所について、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。(追加)</p> <hr/> <p>エ(略)</p>	<p>が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(5) 物資の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資や(削除)感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子ども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</p> <p>(6)～(7)(略)</p> <p>(8) 福祉避難所 ア～イ(略) ウ市は、福祉避難所について、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <hr/> <p>エ(略)</p>
予-29	<p>6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応 市は、県・保健所設置市の保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>(削除)</p>
予-33	<p>第12節 広報・広聴体制の整備 (追加)</p> <hr/> <p>3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 (略)</p>	<p>第12節 広報・広聴体制の整備 3 障害者への情報伝達体制等の整備 <u>市及び県は障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするために、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるものとする。</u> <u>また、障害の種類又は程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるものとする。</u></p> <p>4 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 (略)</p>
予-37	<p>第15節 防災訓練の実施 (略)</p> <p>8 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>第15節 防災訓練の実施 (略)</p> <p>8 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施市は、(削除)感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>
予-43	<p>第3節 市民の防災活動の環境整備 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや____中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)の連携体制を確立するものとする。 なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(1)～(2)(略) (追加)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3)(略) (4)(略) (5)(略)</p>	<p>第3節 市民の防災活動の環境整備 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや<u>災害</u>中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)の連携体制を確立するものとする。 なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(1)～(2)(略) <u>(3) 災害ボランティアセンター設置団体との連携</u> <u>市及び県(県民活動支援・広聴課)は、災害ボランティアセンター設置団体(社会福祉協議会等)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u> <u>また、市は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(4)(略) (5)(略) (6)(略)</p>
予-46	<p>第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策</p>	<p>第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策</p>

	<p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新</p> <p>市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被害等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民（追加）等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努めるものとする。（追加）</p> <p>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。（追加）</p> <p>（1）～（5）（略）</p>	<p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新</p> <p>市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被害等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努めるものとする。<u>この場合、地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。<u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>（1）～（5）（略）</p>
予 - 47	<p>2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>（追加）</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>
応 - 5	<p>第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第2節 災害情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>（1）市における災害情報の収集</p> <p>市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。</p> <p>なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要性があることから、道路管理者、ライフライン事業者及びその他の防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況を把握するとともに、関係機関に連絡するものとする。</p> <p><u>行方不明者の数については、</u>検索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関に協力を求めながら、正確な情報の収集に努めるものとする。（追加）</p> <p>また、市内における備蓄の状況、医療的な援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第2節 災害情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>（1）市における災害情報の収集</p> <p>市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。</p> <p>なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要性があることから、道路管理者、ライフライン事業者及びその他の防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況を把握するとともに、関係機関に連絡するものとする。</p> <p><u>安否不明者の数については、</u>検索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市内で<u>安否不明者</u>となった者について、警察等関係機関に協力を求めながら、正確な情報の収集に努めるものとする。<u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>また、市内における備蓄の状況、医療的な援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>（2）（略）</p>
応 - 8	<p>第3節 通信手段の確保</p> <p>3 災害時優先電話の利用</p> <p>防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために<u>N T T電話サービス</u>であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。</p>	<p>第3節 通信手段の確保</p> <p>3 災害時優先電話の利用</p> <p>防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために<u>東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)N T Tドコモ群馬支店等の電気通信事業者</u>であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。</p>
応 - 41	<p>第3章 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>第1節 救助・救急活動</p> <p>5 安否不明者の絞り込み</p> <p>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認める</p>	<p>第3章 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>第1節 救助・救急活動</p> <p>5 安否不明者の絞り込み</p> <p>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認める</p>

	<p>ときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>なお、県（危機管理課）は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p>	<p>ときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p>
応-42	<p>第3章 救助・救急、医療及び消火活動 第1節 救助・救急活動 （略） 10 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>	<p>第3章 救助・救急、医療及び消火活動 第1節 救助・救急活動 （略） 10 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>（削除）</u>感染症対策のため、職員の健康管理や<u>（削除）</u>等を徹底するものとする。</p>
応-52	<p>第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第3節 緊急輸送 1 輸送手段の確保 （1）～（3）（略） （4）鉄道の確保 市及び県（交通政策課）は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。</p>	<p>第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第3節 緊急輸送 1 輸送手段の確保 （1）～（3）（略） （4）鉄道の確保 市及び県（<u>交通イノベーション推進課</u>）は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。</p>
応-53	<p>2 緊急通行車両の確認 （1）～（3）（略） （4）確認手続 ア（略） イ（略） <u>（追加）</u></p> <p><u>ウ（略）</u> <u>エ（略）</u> <u>オ（略）</u> <u>（5）（追加）</u></p> <p><u>（6）（追加）</u></p>	<p>2 緊急通行車両の確認 （1）～（3）（略） （4）確認手続 ア（略） イ（略） <u>ウ 申出書の添付書類</u> <u>（ア）自動車車検証又は軽自動車届出済証の写し</u> <u>（イ）災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</u> <u>エ（略）</u> <u>オ（略）</u> <u>カ（略）</u> <u>（5）変更手続</u> <u>緊急通行車両確認証明書及び標章の記載事項に変更が生じたときの手続は、次のとおりとする。</u> <u>ア 申出者 当該車両の使用者</u> <u>イ 申出書の様式 資料編 11-3-5</u> <u>ウ 申出書の添付書類</u> <u>（ア）交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章</u> <u>（イ）変更した事項を確かめるに足りる書類</u> <u>エ 受付窓口</u> <u>（ア）県・・・行政県税事務所又は総務部危機管理課</u> <u>（イ）公安委員会・・・各警察署交通課又は警察本部交通規制課</u> <u>オ 交付物件</u> <u>（ア）書換え後の緊急通行車両確認証明書 資料編 11-3-2</u> <u>（イ）書換え後の標章 資料編 11-3-3</u> <u>カ 確認処理簿 資料編 11-3-4 の例による</u> <u>（6）再交付手続</u> <u>緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付が生じたときの手続は、次のとおりとする。</u> <u>ア 申出者 当該車両の使用者</u> <u>イ 申出書の様式 資料編 11-3-6</u> <u>ウ 申出書の添付書類</u> <u>（ア）交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章で残存するもの。</u> <u>エ 受付窓口</u> <u>（ア）県・・・行政県税事務所又は総務部危機管理課</u> <u>（イ）公安委員会・・・各警察署交通課又は警察本部交通規制課</u></p>

	<p>緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。</p> <p>1 市の防疫活動 市は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、県(感染症・がん疾病対策課)の指示及び桐生保健福祉事務所の指導に基づいて防疫活動を実施する。</p> <p>2 防疫組織 (1) 感染症予防委員の選任 市は、知事の設置指示に基づき選任する。 (2) 防疫班 市は、防疫実施のため、市職員をもって編成する。 (3) 検病気調査班 市は、桐生保健福祉事務所で編成した検病調査班に協力する。</p> <p>3 防疫の種別と方法 (1) 防疫班は、知事の指示があったときは、次の防疫活動をする。 ア 予防接種法第6条に規定する臨時予防接種の実施 イ 感染症法第27条に規定する消毒措置の実施 ウ 感染症法第28条に規定するねずみ族、昆虫等の駆除 エ 感染症法第31条に基づく生活の用に供される水の使用制限等(供給を含む) オ 指定避難所の衛生保持 カ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動 (2) 市は、検病調査班が行う被災者の検病調査と健康診断に協力する。 (3) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。 (4) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(保健予防課)に協力を要請する。 (5) その他、県(保健予防課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。</p>	<p>長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。</p> <p>1 市の防疫活動 市は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県(感染症・疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3 防疫の種別と方法(削除) (1) 防疫班は、知事の指示があったときは、次の防疫活動をする。(削除) ア 消毒措置の実施(感染症法第27条) イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条) ウ 指定避難所等の衛生保持 エ 臨時予防接種の実施(予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条) オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。 (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・疾病対策課)に協力を要請する。 (4) その他、県(感染症・疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。</p>
<p>応 - 75</p>	<p>4 報告 災害時における防疫に関する報告は、県地域防災計画によるほか群馬県災害防疫対策実施要綱に基づき遅滞なく実施するものとする。 <感染症法に基づく分類> (表)</p>	<p>(削除)</p>
<p>復 - 2 - 3</p>	<p>第3部災害復旧・復興 第2節原状復旧 2 災害廃棄物の処理 (1)～(2) (略) (3) 環境への配慮 市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉じんの発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業員の健康管理に配慮するものとする。 なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省平成29年9月)及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」(群馬県アスベスト対策関係課所令和3年3月)によるものとする。 (4) (略)</p>	<p>第3部災害復旧・復興 第2節原状復旧 2 災害廃棄物の処理 (1)～(2) (略) (3) 環境への配慮 市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉じんの発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業員の健康管理に配慮するものとする。 なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省令和5年4月)及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」(群馬県アスベスト対策関係課所令和3年3月)によるものとする。 (4) (略)</p>
<p>復 - 5</p>	<p>第4節被災者等の生活再建の支援 2 被災者台帳の作成 (1) 市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期的にわたる被災者支援を行うため、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に</p>	<p>第4節被災者等の生活再建の支援 2 被災者台帳の作成 (1) 市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期的にわたる被災者支援を行うため、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に</p>

努めるものとする。(追加)
 (2) (略)

努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
 (2) (略)

【 資料編 】

ページ	修正前	修正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
資 - 13	<p>2-1 重要水防箇所一覧表 令和5年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別 番号</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">左右 岸別</th> <th colspan="2">重要水防箇所</th> <th rowspan="2">延長 (m)</th> <th rowspan="2">重要な理由</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> <th>地先名</th> <th>軒杭位置 (K, m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐右</td> <td>10-1</td> <td>桐生川</td> <td>越水(溢水)</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市天神町</td> <td>10.60-49~ 10.60+99</td> <td>147.6</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満</td> <td>国土交通省 (桐生出張所)</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 10-2~10-4 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>10-5</td> <td>"</td> <td>越水(溢水)</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市天神町</td> <td>10.20-91~ 10.20+93</td> <td>184.4</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 10-6~7-2</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>7-3</td> <td>"</td> <td>越水(溢水) 堤体漏水</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市東</td> <td>7.40+62~ 7.60+56</td> <td>115.1</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 7-4~2-2 (略)</td> </tr> <tr> <td>桐左</td> <td>10-1</td> <td>"</td> <td>(重点) 越水(溢水)</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市菱町</td> <td>10.40+72~ 10.60+92</td> <td>158.2</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (危険箇所(越水): 広見橋観測所)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 10-2~7-3 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>7-4</td> <td>"</td> <td>越水(溢水)</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市菱町</td> <td>6.80~ 7.00+65</td> <td>244.8</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 6-1~4-3 (略)</td> </tr> <tr> <td>渡右</td> <td>54-1</td> <td>渡良瀬川</td> <td>旧川跡</td> <td>要</td> <td>右</td> <td>桐生市相生町</td> <td>54.00-58~ 54.50</td> <td>529.9</td> <td>旧川跡</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 53-1~52-6 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>51-1</td> <td>"</td> <td>水衝洗堀</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市相生町</td> <td>51.60-29~ 51.80+107</td> <td>349.7</td> <td>高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 51-2、51-3 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>51-4</td> <td>"</td> <td>水衝洗堀 旧川跡</td> <td>B 要</td> <td>右</td> <td>桐生市相生町</td> <td>51.20+86~ 51.40-73</td> <td>12.8</td> <td>高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 51-5~44-7 (略)</td> </tr> <tr> <td>渡左</td> <td>53-1</td> <td>"</td> <td>水衝洗堀</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市川内町</td> <td>53.50+120 ~ 53.75-96</td> <td>23.9</td> <td>高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 53-2~51-4 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>51-5</td> <td>"</td> <td>工作物 越水(溢水)</td> <td>B B</td> <td>左</td> <td>桐生市堤町</td> <td>51.40-45</td> <td>1カ所 (2.5m)</td> <td>計算水位と桁下高の差が余裕高未満(上毛線)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 46-4~44-1 (略)</td> </tr> <tr> <td>桐右</td> <td>1-1</td> <td>桐生川</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>400.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>桐生土木 事務所</td> </tr> <tr> <td>桐左</td> <td>2-1</td> <td>"</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市菱町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐右</td> <td>3-1</td> <td>"</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>800.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐左</td> <td>4-1</td> <td>"</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市菱町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐右</td> <td>5-1</td> <td>"</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐左</td> <td>6-1</td> <td>山田川</td> <td>水衝部</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市川内町</td> <td></td> <td>100.0</td> <td>水衝部、対策未施工</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐右</td> <td>7-1</td> <td>"</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>右</td> <td>"</td> <td></td> <td>100.0</td> <td>堤防高不足(流下能力)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>8-1</td> <td>"</td> <td>法崩れ</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>"</td> <td></td> <td>300.0</td> <td>法崩れ・すべりの恐れ</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	区別 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	備考	種別	階級	地先名	軒杭位置 (K, m)	桐右	10-1	桐生川	越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.60-49~ 10.60+99	147.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 (桐生出張所)	# 10-2~10-4 (略)											"	10-5	"	越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.20-91~ 10.20+93	184.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	"	# 10-6~7-2											"	7-3	"	越水(溢水) 堤体漏水	B	右	桐生市東	7.40+62~ 7.60+56	115.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	"	# 7-4~2-2 (略)											桐左	10-1	"	(重点) 越水(溢水)	B	左	桐生市菱町	10.40+72~ 10.60+92	158.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (危険箇所(越水): 広見橋観測所)	"	# 10-2~7-3 (略)											"	7-4	"	越水(溢水)	B	左	桐生市菱町	6.80~ 7.00+65	244.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	"	# 6-1~4-3 (略)											渡右	54-1	渡良瀬川	旧川跡	要	右	桐生市相生町	54.00-58~ 54.50	529.9	旧川跡	"	# 53-1~52-6 (略)											"	51-1	"	水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	51.60-29~ 51.80+107	349.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"	# 51-2、51-3 (略)											"	51-4	"	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市相生町	51.20+86~ 51.40-73	12.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"	# 51-5~44-7 (略)											渡左	53-1	"	水衝洗堀	B	左	桐生市川内町	53.50+120 ~ 53.75-96	23.9	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"	# 53-2~51-4 (略)											"	51-5	"	工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市堤町	51.40-45	1カ所 (2.5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(上毛線)	"	# 46-4~44-1 (略)											桐右	1-1	桐生川	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		400.0	堤防断面不足。	桐生土木 事務所	桐左	2-1	"	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	"	桐右	3-1	"	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		800.0	堤防断面不足。	"	桐左	4-1	"	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	"	桐右	5-1	"	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		200.0	堤防断面不足。	"	桐左	6-1	山田川	水衝部	B	左	桐生市川内町		100.0	水衝部、対策未施工	"	桐右	7-1	"	堤防高	A	右	"		100.0	堤防高不足(流下能力)	"	"	8-1	"	法崩れ	B	右	"		300.0	法崩れ・すべりの恐れ	"	<p>2-1 重要水防箇所一覧表 令和7年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別 番号</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">左右 岸別</th> <th colspan="2">重要水防箇所</th> <th rowspan="2">延長 (m)</th> <th rowspan="2">重要な理由</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> <th>地先名</th> <th>軒杭位置 (K, m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐右</td> <td>10-1</td> <td>桐生川</td> <td>越水(溢水)</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市天神町</td> <td>10.60-49~ 10.60+99</td> <td>147.6</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満</td> <td>国土交通省 (桐生出張所)</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 10-2~10-4 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>10-5</td> <td>"</td> <td>(重要) 越水(溢水)</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市天神町</td> <td>10.20-91~ 10.20+93</td> <td>184.4</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 10-6~7-2</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>7-3</td> <td>"</td> <td>(重要) 堤体漏水</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市東</td> <td>7.40+62~ 7.60+56</td> <td>115.1</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 7-4~2-2 (略)</td> </tr> <tr> <td>桐左</td> <td>10-1</td> <td>"</td> <td>(重点) 越水(溢水)</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市菱町</td> <td>10.40+72~ 10.60+92</td> <td>158.2</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (危険箇所(越水): 広見橋観測所)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 10-2~7-3 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>7-4</td> <td>"</td> <td>(重要) 越水(溢水)</td> <td>A</td> <td>左</td> <td>桐生市菱町</td> <td>6.80~ 7.00+65</td> <td>244.8</td> <td>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 6-1~4-3 (略)</td> </tr> <tr> <td>渡右</td> <td>54-1</td> <td>渡良瀬川</td> <td>旧川跡</td> <td>要</td> <td>右</td> <td>桐生市相生町</td> <td>54.00-58~ 54.50</td> <td>529.9</td> <td>旧川跡</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 53-1~52-6 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>51-1</td> <td>"</td> <td>(重要) 水衝洗堀</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市相生町</td> <td>51.60-29~ 51.80+107</td> <td>349.7</td> <td>高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 51-2、51-3 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>51-4</td> <td>"</td> <td>(重要) 越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡</td> <td>B B 要</td> <td>右</td> <td>桐生市相生町</td> <td>51.20+86~ 51.40-73</td> <td>12.8</td> <td>高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 51-5~44-7 (略)</td> </tr> <tr> <td>渡左</td> <td>53-1</td> <td>"</td> <td>水衝洗堀</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市川内町</td> <td>53.50+120 ~ 53.75-96</td> <td>23.9</td> <td>高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 53-2~51-4 (略)</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>51-5</td> <td>"</td> <td>(重要) 工作物 越水(溢水)</td> <td>B B</td> <td>左</td> <td>桐生市堤町</td> <td>51.40-45</td> <td>1カ所 (2.5m)</td> <td>計算水位と桁下高の差が余裕高未満(上毛線)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="11"># 46-4~44-1 (略)</td> </tr> <tr> <td>桐右</td> <td>1-1</td> <td>桐生川</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>400.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>桐生土木 事務所</td> </tr> <tr> <td>桐左</td> <td>2-1</td> <td>"</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市菱町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐右</td> <td>3-1</td> <td>"</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>800.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐左</td> <td>4-1</td> <td>"</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市菱町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐右</td> <td>5-1</td> <td>"</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐左</td> <td>6-1</td> <td>山田川</td> <td>水衝部</td> <td>B</td> <td>左</td> <td>桐生市川内町</td> <td></td> <td>100.0</td> <td>水衝部、対策未施工</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>桐右</td> <td>7-1</td> <td>"</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>右</td> <td>"</td> <td></td> <td>100.0</td> <td>堤防高不足(流下能力)</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>8-1</td> <td>"</td> <td>法崩れ</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>"</td> <td></td> <td>300.0</td> <td>法崩れ・すべりの恐れ</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	区別 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	備考	種別	階級	地先名	軒杭位置 (K, m)	桐右	10-1	桐生川	越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.60-49~ 10.60+99	147.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 (桐生出張所)	# 10-2~10-4 (略)											"	10-5	"	(重要) 越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.20-91~ 10.20+93	184.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	"	# 10-6~7-2											"	7-3	"	(重要) 堤体漏水	B	右	桐生市東	7.40+62~ 7.60+56	115.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	"	# 7-4~2-2 (略)											桐左	10-1	"	(重点) 越水(溢水)	B	左	桐生市菱町	10.40+72~ 10.60+92	158.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (危険箇所(越水): 広見橋観測所)	"	# 10-2~7-3 (略)											"	7-4	"	(重要) 越水(溢水)	A	左	桐生市菱町	6.80~ 7.00+65	244.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	"	# 6-1~4-3 (略)											渡右	54-1	渡良瀬川	旧川跡	要	右	桐生市相生町	54.00-58~ 54.50	529.9	旧川跡	"	# 53-1~52-6 (略)											"	51-1	"	(重要) 水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	51.60-29~ 51.80+107	349.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"	# 51-2、51-3 (略)											"	51-4	"	(重要) 越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡	B B 要	右	桐生市相生町	51.20+86~ 51.40-73	12.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"	# 51-5~44-7 (略)											渡左	53-1	"	水衝洗堀	B	左	桐生市川内町	53.50+120 ~ 53.75-96	23.9	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"	# 53-2~51-4 (略)											"	51-5	"	(重要) 工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市堤町	51.40-45	1カ所 (2.5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(上毛線)	"	# 46-4~44-1 (略)											桐右	1-1	桐生川	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		400.0	堤防断面不足。	桐生土木 事務所	桐左	2-1	"	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	"	桐右	3-1	"	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		800.0	堤防断面不足。	"	桐左	4-1	"	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	"	桐右	5-1	"	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		200.0	堤防断面不足。	"	桐左	6-1	山田川	水衝部	B	左	桐生市川内町		100.0	水衝部、対策未施工	"	桐右	7-1	"	堤防高	A	右	"		100.0	堤防高不足(流下能力)	"	"	8-1	"	法崩れ	B	右	"		300.0	法崩れ・すべりの恐れ	"
	区別 番号			河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所				延長 (m)	重要な理由	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
種別		階級	地先名		軒杭位置 (K, m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
桐右	10-1	桐生川	越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.60-49~ 10.60+99	147.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 (桐生出張所)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 10-2~10-4 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	10-5	"	越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.20-91~ 10.20+93	184.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 10-6~7-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	7-3	"	越水(溢水) 堤体漏水	B	右	桐生市東	7.40+62~ 7.60+56	115.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 7-4~2-2 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
桐左	10-1	"	(重点) 越水(溢水)	B	左	桐生市菱町	10.40+72~ 10.60+92	158.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (危険箇所(越水): 広見橋観測所)	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 10-2~7-3 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	7-4	"	越水(溢水)	B	左	桐生市菱町	6.80~ 7.00+65	244.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 6-1~4-3 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
渡右	54-1	渡良瀬川	旧川跡	要	右	桐生市相生町	54.00-58~ 54.50	529.9	旧川跡	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 53-1~52-6 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	51-1	"	水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	51.60-29~ 51.80+107	349.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 51-2、51-3 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	51-4	"	水衝洗堀 旧川跡	B 要	右	桐生市相生町	51.20+86~ 51.40-73	12.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 51-5~44-7 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
渡左	53-1	"	水衝洗堀	B	左	桐生市川内町	53.50+120 ~ 53.75-96	23.9	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 53-2~51-4 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	51-5	"	工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市堤町	51.40-45	1カ所 (2.5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(上毛線)	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 46-4~44-1 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
桐右	1-1	桐生川	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		400.0	堤防断面不足。	桐生土木 事務所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐左	2-1	"	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐右	3-1	"	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		800.0	堤防断面不足。	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐左	4-1	"	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐右	5-1	"	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		200.0	堤防断面不足。	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐左	6-1	山田川	水衝部	B	左	桐生市川内町		100.0	水衝部、対策未施工	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐右	7-1	"	堤防高	A	右	"		100.0	堤防高不足(流下能力)	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
"	8-1	"	法崩れ	B	右	"		300.0	法崩れ・すべりの恐れ	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
区別 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
桐右	10-1	桐生川	越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.60-49~ 10.60+99	147.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 (桐生出張所)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 10-2~10-4 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	10-5	"	(重要) 越水(溢水)	B	右	桐生市天神町	10.20-91~ 10.20+93	184.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 10-6~7-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	7-3	"	(重要) 堤体漏水	B	右	桐生市東	7.40+62~ 7.60+56	115.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 7-4~2-2 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
桐左	10-1	"	(重点) 越水(溢水)	B	左	桐生市菱町	10.40+72~ 10.60+92	158.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (危険箇所(越水): 広見橋観測所)	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 10-2~7-3 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	7-4	"	(重要) 越水(溢水)	A	左	桐生市菱町	6.80~ 7.00+65	244.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 6-1~4-3 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
渡右	54-1	渡良瀬川	旧川跡	要	右	桐生市相生町	54.00-58~ 54.50	529.9	旧川跡	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 53-1~52-6 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	51-1	"	(重要) 水衝洗堀	B	右	桐生市相生町	51.60-29~ 51.80+107	349.7	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 51-2、51-3 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	51-4	"	(重要) 越水(溢水) 水衝洗堀 旧川跡	B B 要	右	桐生市相生町	51.20+86~ 51.40-73	12.8	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である 旧川跡	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 51-5~44-7 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
渡左	53-1	"	水衝洗堀	B	左	桐生市川内町	53.50+120 ~ 53.75-96	23.9	高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 53-2~51-4 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"	51-5	"	(重要) 工作物 越水(溢水)	B B	左	桐生市堤町	51.40-45	1カ所 (2.5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(上毛線)	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
# 46-4~44-1 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
桐右	1-1	桐生川	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		400.0	堤防断面不足。	桐生土木 事務所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐左	2-1	"	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐右	3-1	"	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		800.0	堤防断面不足。	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐左	4-1	"	堤防断面	B	左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐右	5-1	"	堤防断面	B	右	桐生市梅田町		200.0	堤防断面不足。	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐左	6-1	山田川	水衝部	B	左	桐生市川内町		100.0	水衝部、対策未施工	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桐右	7-1	"	堤防高	A	右	"		100.0	堤防高不足(流下能力)	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
"	8-1	"	法崩れ	B	右	"		300.0	法崩れ・すべりの恐れ	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

資-67	3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~18</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>学童クラブめいぷる</td> <td>桐生市新宿3-3-19 桐生市総合福祉センター内1F</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20~36</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>みどりホーム</td> <td>桐生市宮前町2-5-29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38~47</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>桐生市立みつぼり保育園</td> <td>桐生市境野町3-1302-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>49~63</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>障害者支援施設 療護施設 桐花園</td> <td>桐生市広沢町1-2647</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65~68</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>ぼんび</td> <td>桐生市桜木町1381-7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	備考	1~18	(略)	(略)		19	学童クラブめいぷる	桐生市新宿3-3-19 桐生市総合福祉センター内1F		20~36	(略)	(略)		37	みどりホーム	桐生市宮前町2-5-29		38~47	(略)	(略)		48	桐生市立みつぼり保育園	桐生市境野町3-1302-4		49~63	(略)	(略)		64	障害者支援施設 療護施設 桐花園	桐生市広沢町1-2647		65~68	(略)	(略)		70	ぼんび	桐生市桜木町1381-7		3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~18</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20~36</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>みどりホーム</td> <td>桐生市相生町2-163-6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38~47</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>49~63</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>障害者支援施設 桐花園</td> <td>桐生市広沢町1-2647</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65~68</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>えるふ</td> <td>桐生市桜木町1381-7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	備考	1~18	(略)	(略)		19	削除	削除		20~36	(略)	(略)		37	みどりホーム	桐生市相生町2-163-6		38~47	(略)	(略)		48	削除	削除		49~63	(略)	(略)		64	障害者支援施設 桐花園	桐生市広沢町1-2647		65~68	(略)	(略)		70	えるふ	桐生市桜木町1381-7	
	No.	施設名	住所	備考																																																																																								
1~18	(略)	(略)																																																																																										
19	学童クラブめいぷる	桐生市新宿3-3-19 桐生市総合福祉センター内1F																																																																																										
20~36	(略)	(略)																																																																																										
37	みどりホーム	桐生市宮前町2-5-29																																																																																										
38~47	(略)	(略)																																																																																										
48	桐生市立みつぼり保育園	桐生市境野町3-1302-4																																																																																										
49~63	(略)	(略)																																																																																										
64	障害者支援施設 療護施設 桐花園	桐生市広沢町1-2647																																																																																										
65~68	(略)	(略)																																																																																										
70	ぼんび	桐生市桜木町1381-7																																																																																										
No.	施設名	住所	備考																																																																																									
1~18	(略)	(略)																																																																																										
19	削除	削除																																																																																										
20~36	(略)	(略)																																																																																										
37	みどりホーム	桐生市相生町2-163-6																																																																																										
38~47	(略)	(略)																																																																																										
48	削除	削除																																																																																										
49~63	(略)	(略)																																																																																										
64	障害者支援施設 桐花園	桐生市広沢町1-2647																																																																																										
65~68	(略)	(略)																																																																																										
70	えるふ	桐生市桜木町1381-7																																																																																										
資-70	3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>市立広沢南部保育園</td> <td>桐生市広沢町6-606-4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	備考	4	市立広沢南部保育園	桐生市広沢町6-606-4		3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	備考	4	削除	削除																																																																									
	No.	施設名	住所	備考																																																																																								
4	市立広沢南部保育園	桐生市広沢町6-606-4																																																																																										
No.	施設名	住所	備考																																																																																									
4	削除	削除																																																																																										
資-71	4-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表 4-1-1 水道担当連絡先	<p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>担当部局</th> <th>所在地</th> <th>連絡先(内線)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐生市</td> <td>水道局</td> <td>桐生市織姫町 1-1</td> <td>0277-46-1111(323)</td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	担当部局	所在地	連絡先(内線)	桐生市	水道局	桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111(323)	4-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表 4-1-1 水道担当連絡先	<p style="text-align: right;">令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>担当部局</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐生市</td> <td>水道局</td> <td>桐生市美原町 2-5</td> <td>0277-32-4352 (代表)</td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	担当部局	所在地	連絡先	桐生市	水道局	桐生市美原町 2-5	0277-32-4352 (代表)																																																																								
	事業者名	担当部局	所在地	連絡先(内線)																																																																																								
桐生市	水道局	桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111(323)																																																																																									
事業者名	担当部局	所在地	連絡先																																																																																									
桐生市	水道局	桐生市美原町 2-5	0277-32-4352 (代表)																																																																																									
	4-1-3 下水道処理担当連絡先	<p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>担当部課名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐生市</td> <td>水道局</td> <td>下水道課 0277-46-1111 (749)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	担当部課名	電話番号	桐生市	水道局	下水道課 0277-46-1111 (749)	4-1-3 下水道処理担当連絡先	<p style="text-align: right;">令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>担当部課名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐生市</td> <td>水道局</td> <td>下水道課 0277-32-4347</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	担当部課名	電話番号	桐生市	水道局	下水道課 0277-32-4347																																																																												
市町村名	担当部課名	電話番号																																																																																										
桐生市	水道局	下水道課 0277-46-1111 (749)																																																																																										
市町村名	担当部課名	電話番号																																																																																										
桐生市	水道局	下水道課 0277-32-4347																																																																																										
資-83	6-1 避難所に関する類似用語の説明等 6-1-1 避難所に関する類似用語の説明	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定緊急避難場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定避難所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	指定緊急避難場所	(略)	指定避難所	(略)	(追加)	(追加)	6-1 避難所に関する類似用語の説明等 6-1-1 避難所に関する類似用語の説明	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定緊急避難場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定避難所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定福祉避難所</td> <td>災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人が直接避難する避難所</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	指定緊急避難場所	(略)	指定避難所	(略)	指定福祉避難所	災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人が直接避難する避難所																																																																								
	用語	説明																																																																																										
指定緊急避難場所	(略)																																																																																											
指定避難所	(略)																																																																																											
(追加)	(追加)																																																																																											
用語	説明																																																																																											
指定緊急避難場所	(略)																																																																																											
指定避難所	(略)																																																																																											
指定福祉避難所	災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人が直接避難する避難所																																																																																											

6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

(表中)
 (削除) No.31 西幼稚園
 (変更) No.69 (仮称) 第3N 高等学 (旧桐生女子高等学校)

No.	施設・場所名	所在地	電話番号	管理担当	指定緊急避難場所 (異常な現象の種類)					指定避難所
					洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
1	桐生高等学校	美原町1番39号	45-2756	学校長	○	○	○	○	○	○
2	昭和小学校跡	美原町2番5号	46-1111	教育総務課長	○	○	○	○	○	○
3	中央中学校	美原町2番15号	44-2472	学校長	○	○	○	○	○	○
4	昭和公民館	美原町3番6号	43-6056	館長	○	○	○	○	○	○
5	新川公園	稲荷町1番1号		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
6	中央公民館	稲荷町1番4号	47-4343	館長	○	○	○	○	○	○
7	商業高等学校	清瀬町6番1号	44-2477	学校長	○	○	○	○	○	○
8	錦町二丁目児童公園	錦町二丁目1305番地1		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
9	桐生地域地場産業振興センター	織姫町2番5号	46-1011	(公財)桐生地域地場産業振興センター理事長	○	○	○	○	○	○
10	桐生市市民文化会館	織姫町2番5号	40-1500	(公財)桐生市スポーツ文化事業団理事長	○	○	○	○	○	○
11	南小学校	新宿二丁目7番1号	44-2435	学校長	○	○	○	○	○	○
12	南体育館・運動場	新宿三丁目3番19号	44-4485	館長	○	○	○	○	○	○
13	南公民館	新宿三丁目9番52号	44-4485	館長	○	○	○	○	○	○
14	小梅琴平公園	小梅町・琴平町地内		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
15	浜松町児童公園	浜松町一丁目810番地1		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
16	東町児童公園	仲町一丁目832番地		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
17	東小学校	仲町二丁目4番21号	45-2432	学校長	○	○	○	○	○	○
18	東一丁目児童公園	東一丁目910番地22		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
19	清流中学校	東三丁目7番1号	45-2974	学校長	○	○	○	○	○	○
20	東三丁目児童公園	東三丁目1010番地		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
21	東公民館	東五丁目6番8号	43-3088	館長	○	○	○	○	○	○
22	らららこども園	東五丁目6番47号	47-1066	園長	○	○	○	○	○	○
23	清水町児童公園	東七丁目17番地1		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
24	旧元宿保育園	元宿町3番16号		桐生市子育て支援課	○	○	○	○	○	○
25	桐生市保健福祉会館	末広町13番4号	47-1152	子育て支援課長	○	○	○	○	○	○
26	水道山公園	宮本町二丁目14番56号		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
27	吾妻公園	宮本町三丁目10番1号		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
28	桐生が岡公園	宮本町三丁目8番13号		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
29	西小学校	小曾根町1番9号	22-3171	学校長	○	○	○	○	○	○
30	西運動場	小曾根町3番30号	22-6673	西公民館長	○	○	○	○	○	○
31	西幼稚園	小曾根町6番1号	22-2504	園長	○	○	○	○	○	○
32	西公民館	永楽町2番16号	22-6637	館長	○	○	○	○	○	○
33	桐生工業高等学校	西久方町一丁目1番41号	22-7141	学校長	○	○	○	○	○	○
34	北中学校跡	西久方町一丁目9番1号	46-1111	教育総務課長	○	○	○	○	○	○
35	旧北幼稚園	西久方町一丁目4番9号	46-1111	地域づくり課長	○	○	○	○	○	○
36	北小学校	西久方町二丁目1番5号	22-3173	学校長	○	○	○	○	○	○
37	群馬大学理工学部 体育館・工学部会館 駐車場・テニスコート	天神町一丁目5番1号	30-1111	学長	○	○	○	○	○	○
38	北公民館	東久方町三丁目3番26号	44-7907	館長	○	○	○	○	○	○
39	ふれあいホーム	天神町三丁目14番16号	44-9145	所長	○	○	○	○	○	○
40	天神町児童公園	天神町三丁目344番地		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
41	境野公民館	境野町二丁目612番地4	43-9493	館長	○	○	○	○	○	○
42	境野町児童公園	境野町二丁目612番地4		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
43	関根児童公園	境野町三丁目1320番地2		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
44	三ツ堀会館	境野町三丁目1489番地7	47-3664	三ツ堀町会長	○	○	○	○	○	○
45	みつぼり保育園	境野町三丁目1302番地4	44-1026	園長	○	○	○	○	○	○
46	諏訪児童公園	境野町四丁目853番地		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
47	沼の上保育園	境野町四丁目1095番地1	46-1218	園長	○	○	○	○	○	○
48	境野小学校	境野町六丁目1616番地1	45-2648	学校長	○	○	○	○	○	○
49	境野幼稚園	境野町六丁目1616番地1	45-0004	園長	○	○	○	○	○	○
50	境野中学校	境野町六丁目1673番地	44-4249	学校長	○	○	○	○	○	○
51	桜木中学校	広沢町一丁目2874番地	52-7200	学校長	○	○	○	○	○	○
52	認定こども園おぞら	広沢町一丁目2903番地2	52-6140	園長	○	○	○	○	○	○
53	広沢町児童公園	広沢町二丁目3165番地47		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
54	神明小学校	広沢町二丁目3242番地1	53-1101	学校長	○	○	○	○	○	○
55	桜木公民館	広沢町二丁目3334番地1	52-2369	館長	○	○	○	○	○	○

6-2 避難所一覧

6-2-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

(表中)
 (追加) No.31 教育支援センター
 No.69 R 高等学校 グランドに名称変更
 No.70 R 高等学校 体育館・セミナーハウスを指定避難所に追加
 (追加に伴いナンバリング変更あり)

No.	施設・場所名	所在地	電話番号	管理担当	指定緊急避難場所 (異常な現象の種類)					指定避難所
					洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
1	桐生高等学校	美原町1番39号	45-2756	学校長	○	○	○	○	○	○
2	昭和小学校跡	美原町2番5号	46-1111	教育総務課長	○	○	○	○	○	○
3	中央中学校	美原町2番15号	44-2472	学校長	○	○	○	○	○	○
4	昭和公民館	美原町3番6号	43-6056	館長	○	○	○	○	○	○
5	新川公園	稲荷町1番1号		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
6	中央公民館	稲荷町1番4号	47-4343	館長	○	○	○	○	○	○
7	商業高等学校	清瀬町6番1号	44-2477	学校長	○	○	○	○	○	○
8	錦町二丁目児童公園	錦町二丁目1305番地1		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
9	桐生地域地場産業振興センター	織姫町2番5号	46-1011	(公財)桐生地域地場産業振興センター理事長	○	○	○	○	○	○
10	桐生市市民文化会館	織姫町2番5号	40-1500	(公財)桐生市スポーツ文化事業団理事長	○	○	○	○	○	○
11	南小学校	新宿二丁目7番1号	44-2435	学校長	○	○	○	○	○	○
12	南体育館・運動場	新宿三丁目3番19号	44-4485	館長	○	○	○	○	○	○
13	南公民館	新宿三丁目9番52号	44-4485	館長	○	○	○	○	○	○
14	小梅琴平公園	小梅町・琴平町地内		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
15	浜松町児童公園	浜松町一丁目810番地1		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
16	東町児童公園	仲町一丁目832番地		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
17	東小学校	仲町二丁目4番21号	45-2432	学校長	○	○	○	○	○	○
18	東一丁目児童公園	東一丁目910番地22		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
19	清流中学校	東三丁目7番1号	45-2974	学校長	○	○	○	○	○	○
20	東三丁目児童公園	東三丁目1010番地		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
21	東公民館	東五丁目6番8号	43-3088	館長	○	○	○	○	○	○
22	らららこども園	東五丁目6番47号	47-1066	園長	○	○	○	○	○	○
23	清水町児童公園	東七丁目17番地1		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
24	旧元宿保育園	元宿町3番16号		桐生市子育て支援課	○	○	○	○	○	○
25	桐生市保健福祉会館	末広町13番4号	47-1152	子育て支援課長	○	○	○	○	○	○
26	水道山公園	宮本町二丁目14番56号		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
27	吾妻公園	宮本町三丁目10番1号		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
28	桐生が岡公園	宮本町三丁目8番13号		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
29	西小学校	小曾根町1番9号	22-3171	学校長	○	○	○	○	○	○
30	西運動場	小曾根町3番30号	22-6673	西公民館長	○	○	○	○	○	○
31	教育支援センター	小曾根町3番30号	64-6314	教育長	○	○	○	○	○	○
32	西公民館	永楽町2番16号	22-6637	館長	○	○	○	○	○	○
33	桐生工業高等学校	西久方町一丁目1番41号	22-7141	学校長	○	○	○	○	○	○
34	北中学校跡	西久方町一丁目9番1号	46-1111	教育総務課長	○	○	○	○	○	○
35	旧北幼稚園	西久方町一丁目4番9号	46-1111	地域づくり課長	○	○	○	○	○	○
36	北小学校	西久方町二丁目1番5号	22-3173	学校長	○	○	○	○	○	○
37	群馬大学理工学部 体育館・工学部会館 駐車場・テニスコート	天神町一丁目5番1号	30-1111	学長	○	○	○	○	○	○
38	北公民館	東久方町三丁目3番26号	44-7907	館長	○	○	○	○	○	○
39	ふれあいホーム	天神町三丁目14番16号	44-9145	所長	○	○	○	○	○	○
40	天神町児童公園	天神町三丁目344番地		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
41	境野公民館	境野町二丁目612番地4	43-9493	館長	○	○	○	○	○	○
42	境野町児童公園	境野町二丁目612番地4		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
43	関根児童公園	境野町三丁目1320番地2		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
44	三ツ堀会館	境野町三丁目1489番地7	47-3664	三ツ堀町会長	○	○	○	○	○	○
45	みつぼり保育園	境野町三丁目1302番地4	44-1026	園長	○	○	○	○	○	○
46	諏訪児童公園	境野町四丁目853番地		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
47	沼の上保育園	境野町四丁目1095番地1	46-1218	園長	○	○	○	○	○	○
48	境野小学校	境野町六丁目1616番地1	45-2648	学校長	○	○	○	○	○	○
49	境野幼稚園	境野町六丁目1616番地1	45-0004	園長	○	○	○	○	○	○
50	境野中学校	境野町六丁目1673番地	44-4249	学校長	○	○	○	○	○	○
51	桜木中学校	広沢町一丁目2874番地	52-7200	学校長	○	○	○	○	○	○
52	認定こども園おぞら	広沢町一丁目2903番地2	52-6140	園長	○	○	○	○	○	○
53	広沢町児童公園	広沢町二丁目3165番地47		公園緑地課長	○	○	○	○	○	○
54	神明小学校	広沢町二丁目3242番地1	53-1101	学校長	○	○	○	○	○	○
55	桜木公民館	広沢町二丁目3334番地1	52-2369	館長	○	○	○	○	○	○

128	黒保根町交流促進センター	黒保根町水沼 549 番地 1	96-2113	黒保根支所 地域振興整備課長	○	○	○	○	○	○
129	黒保根町保健センター	黒保根町水沼 562 番地 3	96-2266	健康長寿課長	○	○	○	○	○	○
130	八木原集会所	黒保根町八木原 173 番地		八木原地区会長	—	○	—	—	—	—
131	涌丸集会所	黒保根町上田沢 286 番地 1		涌丸下地区会長	○	○	—	—	○	—
132	上田沢集会所	黒保根町上田沢 672 番地		田沢下地区会長	○	—	—	—	○	—
133	栗生・鷺ノ手集会所	黒保根町上田沢 2218 番地		田沢下地区会長	○	○	—	—	○	—
134	津久瀬集会所	黒保根町下田沢 14 番地 4		津久瀬地区会長	○	—	—	—	○	—
135	前田原集会所	黒保根町下田沢 243 番地 5		前田原地区会長	○	○	—	—	○	—
136	出合原集会所	黒保根町下田沢 612 番地		出合原地区会長	○	○	—	—	○	—
137	下田沢(柏山)集会所	黒保根町下田沢甲 964 番地		柏山下地区会長	○	○	—	—	○	—
138	清水集会所	黒保根町下田沢 1274 番地 1		清水地区会長	○	○	—	—	○	—
139	鹿角集会所	黒保根町下田沢 1439 番地		鹿角地区会長	○	○	—	—	○	—
140	楡沢集会所	黒保根町下田沢 1992 番地		楡沢地区会長	○	—	—	—	○	—
141	柏山上集会所	黒保根町下田沢 2790 番地 49		柏山上地区会長	○	○	—	—	○	—
142	宿廻集会所	黒保根町宿廻 131 番地		本宿地区会長	○	○	—	—	○	—
143	城集会所	黒保根町宿廻 563 番地 4		城地区会長	○	○	—	—	○	—
144	川口集会所	黒保根町宿廻 639 番地 7		川口地区会長	○	—	—	—	○	—

(追加)

128	黒保根学園	黒保根町水沼 400 番地	96-2508	学校長	○	○	○	○	○	○
129	黒保根町交流促進センター	黒保根町水沼 549 番地 1	96-2113	黒保根支所 地域振興整備課長	○	○	○	○	○	○
130	黒保根町保健センター	黒保根町水沼 562 番地 3	96-2266	健康長寿課長	○	○	○	○	○	○
131	八木原集会所	黒保根町八木原 173 番地		八木原地区会長	—	○	—	—	—	—
132	涌丸集会所	黒保根町上田沢 286 番地 1		涌丸下地区会長	○	○	—	—	○	—
133	上田沢集会所	黒保根町上田沢 672 番地		田沢下地区会長	○	—	—	—	○	—
134	栗生・鷺ノ手集会所	黒保根町上田沢 2218 番地		田沢下地区会長	○	○	—	—	○	—
135	津久瀬集会所	黒保根町下田沢 14 番地 4		津久瀬地区会長	○	—	—	—	○	—
136	前田原集会所	黒保根町下田沢 243 番地 5		前田原地区会長	○	○	—	—	○	—
137	出合原集会所	黒保根町下田沢 612 番地		出合原地区会長	○	○	—	—	○	—
138	下田沢(柏山)集会所	黒保根町下田沢甲 964 番地		柏山下地区会長	○	○	—	—	○	—
139	清水集会所	黒保根町下田沢 1274 番地 1		清水地区会長	○	○	—	—	○	—
140	鹿角集会所	黒保根町下田沢 1439 番地		鹿角地区会長	○	○	—	—	○	—
141	楡沢集会所	黒保根町下田沢 1992 番地		楡沢地区会長	○	—	—	—	○	—
142	柏山上集会所	黒保根町下田沢 2790 番地 49		柏山上地区会長	○	○	—	—	○	—
143	宿廻集会所	黒保根町宿廻 131 番地		本宿地区会長	○	○	—	—	○	—
144	城集会所	黒保根町宿廻 563 番地 4		城地区会長	○	○	—	—	○	—
145	川口集会所	黒保根町宿廻 639 番地 7		川口地区会長	○	—	—	—	○	—

6-2-2 指定福祉避難所

No.	施設・場所名	所在地	電話番号	受入対象者	想定収容人員
1	特別養護老人ホーム 梅の郷	梅田町 4-1 7 7 4-4	20-5055	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
2	特別養護老人ホーム 瀬々らぎの里	梅田町 1-7 2 4-1	32-2122	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
3	特別養護老人ホーム 菱風園	菱町 1-3 0 1 6-1	43-9972	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
4	特別養護老人ホーム シルクの里	宮本町 1-1 2-3 4	20-6622	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
5	特別養護老人ホーム げんき・倶楽部	新里町新川 1 3 1 2	70-2220	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
6	特別養護老人ホーム サンライズさかいの	境野町 7-1 7 8 8-1	20-8661	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
7	サービス付き高齢者向け住宅 グレイス広沢	広沢町 6-3 0 7-1 1	53-1150	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
8	障害者支援施設 桐花園	広沢町 1-2 6 4 7	54-3500	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	2
9	特別養護老人ホーム 山笑	相生町 1-6 1 0-1	47-6503	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5
10	特別養護老人ホーム のぞみの苑	相生町 5-4 9 3	54-9535	市(福祉課)が提供する避難行動要支援者名簿登載者 等	5

削除

医療機関一覧表の削除により、表番号12【輸送・交通関係】以降の番号は繰り上がります。

資-118
～
資-128

11-1 医療機関一覧表
(表の掲載は省略)

資-131

12-3 緊急通行車両関係様式
(追加)

(追加)

11-3 緊急通行車両関係様式
11-3-5 変更手続

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

11-3-6 再交付手続

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書再交付届出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

<p>資-139 ～ 資-144</p>	<p>17-1 桐生市文化財マップ (図の掲載は省略)</p> <p>17-2 市内文化財一覧表 (表の掲載は省略)</p>	<p>削除</p> <p>16-1 市内文化財一覧表 (新規様式に変更別紙1参照)</p>																																																		
<p>資-165</p>	<p>20-1 災害応援協定等一覧表 (表中)</p> <p>1 桐生市 令和5年8月末日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">協定名</th> <th style="width: 10%;">締結日</th> <th style="width: 10%;">締結先</th> <th style="width: 55%;">締結内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～54</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>55～74</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	協定名	締結日	締結先	締結内容	1～54	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	55～74	(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>19-1 災害応援協定等一覧表 (表中)</p> <p>1 桐生市 令和6年10月末現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">協定名</th> <th style="width: 10%;">締結日</th> <th style="width: 10%;">締結先</th> <th style="width: 55%;">締結内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～54</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td><u>可搬型給電器「パワー・ムーバー」提供に係る協定</u></td> <td><u>R2.3.17</u></td> <td><u>GNホールディングス株式会社</u></td> <td><u>災害時における避難所等の施設において家電製品等が使用できる「PM」を提供</u></td> </tr> <tr> <td>56～75</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td><u>災害時における物資の供給協力に関する協定</u></td> <td><u>R6.7.1</u></td> <td><u>スギホールディングス株式会社</u></td> <td><u>災害時における物資の供給協力</u></td> </tr> </tbody> </table>	No.	協定名	締結日	締結先	締結内容	1～54	(略)	(略)	(略)	(略)	55	<u>可搬型給電器「パワー・ムーバー」提供に係る協定</u>	<u>R2.3.17</u>	<u>GNホールディングス株式会社</u>	<u>災害時における避難所等の施設において家電製品等が使用できる「PM」を提供</u>	56～75	(略)	(略)	(略)	(略)	76	<u>災害時における物資の供給協力に関する協定</u>	<u>R6.7.1</u>	<u>スギホールディングス株式会社</u>	<u>災害時における物資の供給協力</u>
No.	協定名	締結日	締結先	締結内容																																																
1～54	(略)	(略)	(略)	(略)																																																
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)																																																
55～74	(略)	(略)	(略)	(略)																																																
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)																																																
No.	協定名	締結日	締結先	締結内容																																																
1～54	(略)	(略)	(略)	(略)																																																
55	<u>可搬型給電器「パワー・ムーバー」提供に係る協定</u>	<u>R2.3.17</u>	<u>GNホールディングス株式会社</u>	<u>災害時における避難所等の施設において家電製品等が使用できる「PM」を提供</u>																																																
56～75	(略)	(略)	(略)	(略)																																																
76	<u>災害時における物資の供給協力に関する協定</u>	<u>R6.7.1</u>	<u>スギホールディングス株式会社</u>	<u>災害時における物資の供給協力</u>																																																
<p>その他</p>	<p>機構改革等による軽微な修正による更新等の表の掲載は省略。</p>																																																			